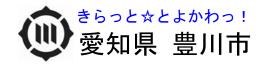
Press Release 記者発表資料



平成 27 年 3 月 2 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

御津1区第2期分譲用地を対象とした企業立地支援制度の創設

分譲用地取得費用の20%(限度額2億円)を補助金として交付

市では、御津1区第2期分譲用地(約15.5 h a) への工場等の進出を支援するため、一定の要件を満たす事業者に対し、分譲用地取得費用の20%(限度額2億円)を補助金として交付するとともに、工場等に係る固定資産税相当額を奨励金として3年間交付します。

- ◆御津1区第2期分譲用地の取得に対する支援は・・
 - ① 御津1区第2期分譲用地取得事業補助金【限度額2億円】
- ◆御津1区第2期分譲用地の取得に伴い新設する工場等(家屋)の取得に対する支援は・・
 - ② 御津1区第2期分譲用地企業立地奨励金【3年間交付(限度額なし)】



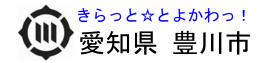
御津1区第2期分譲用地(御津町御幸浜)





Press Release

記者発表資料



<制度の概要>

区分	①御津1区第2期分譲用地取得事業補助金	②御津1区第2期分譲用地企業立地奨励金
対象業種	製造業(日本標準産業分類大分類E)	又はその研究開発の事業に供する施設
対象要件	愛知県企業庁から御津1区第2期分譲用地を取得し、取得後3年以内に自ら	
	が操業するために工場等を新設すること	
対象地域	御津1区第2期分譲用地(約15.5ha)	
交付要件	・分譲用地取得後、3年以内に操業を開始するものであること	
	・分譲用地の取得面積が3,000㎡以上であること	
	・工場等の建築面積が取得面積の100分の20以上であること	
	・市税を滞納していないこと	
補助額等	用地取得費用の100分の20以内	工場等(家屋)に係る固定資産税相当
	の額(※10年間にわたり年度ごと	額を奨励金として3年間交付
	に分割して交付)	
限度額	2億円	なし
事業の認定	工事着手の30日前までに認定申請	
適用期間	平成30年3月31日まで(認定期間)	
他の補助との調整	豊川市企業立地促進条例に規定する立地奨励金及び豊川市内企業再投資促進	
	補助金交付要綱に規定する豊川市内企業再投資促進補助金を重複して受ける	
	ことはできない	

※①御津1区第2期分譲用地取得事業補助金に関しては、当該工場等の操業を開始した日から補助金の交付期間(10年間)の資産売却制限を設ける。

<効果>

- ◆企業進出により、法人市民税や雇用拡大による個人市民税等の税収が見込めます。
- ◆御津1区第2期分譲用地取得事業補助金については、補助金を10年分割することで、予期せぬ撤退といったリスク回避ができます。
- ◆工場等の操業から補助期間の10年間、工場等の資産売却制限を設けることで、有効な引き留め策となります。
- ◆愛知県企業庁への側面支援としての効果があり、大木工業団地に続く「新たな内陸工業用地開発」及び愛知県が事業主体となる「臨港道路東三河臨海線」の整備促進に寄与することが期待できます。

【お問合せ先】

豊川市役所 産業部 企業立地推進課 鈴木・片岡 TEL:0533-89-2287 Eメール: kigyorichi@city. toyokawa. lg. jp

